



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 15 号

今回のテーマ：税前控除の可否に関わる発票のチェックポイント

『企業所得税税前控除証憑管理弁法の発布に関する公告』（国税〔2018〕28 号）第 12 条において、企業が取得した無断印刷・偽造・不正加工・廃棄された発票及び販売先の不法取得・虚偽・関連規定に従わずに記載された発票（以下、不適切発票と称する。）は、税前控除証憑として認められないと規定されている。本号では、実務上よく見られる不適切発票及び税務上、税前控除が認められない状況を回避する為の適切な処理方法を紹介する。

主な内容

	税前控除が認められない、 非合法的或は有効ではない発票	税前控除が認められる、 適切な処理方法	法律根拠
1	購入者の納税者識別番号或いは統一社会信用コードを記載していない普通発票	「購入者納税者番号」欄に購入者の納税者識別番号或いは統一社会信用コードを記載する。	『増値税発票発行に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局公告 2017 年第 16 号）第一条
2	支払先の正式名称を記載していない発票	支払先の正式名称を記載する。	『普通発票の管理強化に関する国家税務総局の通知』（国税発〔2008〕80 号）第八条第（二）項
3	発票の記載内容と実際の取引内容が一致しない発票	実際の取引内容に基づき、発票の内容を記載する。	『増値税発票発行に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局公告 2017 年第 16 号）第二条
4	発票の備考欄に賃貸不動産の情報を記載していない発票	備考欄に賃貸不動産の詳しい住所を記載する。	『営業税から増値税への徴収変更試行の全面的推進に関わる税収徴収管理事項に関する公告』（国家税務総局公告 2016 年第 23 号）第四条第（五）項
5	発票の備考欄に貨物運送サービスの情報を記載していない発票	備考欄に出発地、到着地、車種・ナンバープレート及び貨物の詳細情報などを記載する。記載内容が多い場合、別紙に記載する。	『貨物運送業増値税専用発票の使用停止に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局公告 2015 年第 99 号）第一条
6	保険会社が車船税を代行徴収し、増値税発票の備考欄に規定情報を記載していない発票	備考欄に保険書番号、税金所属期間（月まで詳細に）、車船税代行徴収金額、滞納金額、合計金額などの自動車税の税金情報を記載する。	『保険会社の車船税の代行徴収と増値税発票の発行に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局公告 2016 年第 51 号）

	税前控除が認められない、 非合法的或は有効ではない発票	税前控除が認められる、 適切な処理方法	法律根拠
7	備考欄に建築サービスに関する情報 を記入していない発票	備考欄に建築サービスの発生 場所である県（市、区）名及 び事業名称を記載する。	『営業税から増値税への徴収変更試行の 全面的推進に関わる税収徴収管理事項 に関する公告』（国家税務総局公告 2016 年第 23 号）第四条第（三）項
8	単一用途のカードの販売、チャージ、 使用等において、不適切に発行 された発票	備考欄に「前払いカード決済金 受領」と記載する。増値税専 用発票の発行はできない。	『営業税から増値税への徴収変更試行に 係る若干の徴収管理問題に関する国家 税務総局の公告』（国家税務総局公告 2016 年第 53 号）第三条
9	多用途のカードの販売、チャージ、 使用等において、不適切に発行さ れた発票	備考欄に「前払いカード決済金 受領」と記載する。増値税専 用発票の発行はできない。	『営業税から増値税への徴収変更試行に 係る若干の徴収管理問題に関する国家 税務総局の公告』（国家税務総局公告 2016 年第 53 号）第四条
10	関連規定通りに記載していない 不動産販売発票	「貨物或いは課税役務・サービ ス」欄には、不動産名称及び 不動産所有権証番号（不動 産所有権証がない場合、記載 不要）を記載、「単位」欄には 面積単位を記載し、備考欄に は不動産の詳しい住所を記載 する。	『営業税から増値税への徴収変更試行の 全面的推進に関わる税収徴収管理事項 に関する公告』（国家税務総局公告 2016 年第 23 号）第四条第（四）項

お見逃しなく

- 速やかに発票の基本要素がすべて記載されているかを確認する。
- 速やかに発票の各項目が正確に記載されているかを確認する。
- 速やかに発票の記載内容と実際の取引内容が一致するかを確認する。
- 不適切発票を取得した場合は、発票発行者に対して、速やかに適切な発票との交換を要求してください。

以上



Grant Thornton
致同

www.grantthornton.cn

© 2019 会计师事务所（特殊普通合伙）。版權所有。

「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。
致同会计师事务所（特殊普通合伙）はGrant Thornton International Ltd（GTIL, 致同国際）のメンバーファームです。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。
当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同（Grant Thornton）は一切の責任を負いません。